

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課長

## 本市病児・病後児保育事業の受け入れ基準の変更について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、国は、感染症法上の位置づけを現在の2類相当から5類感染症に位置付けることとする方針を示したところです。

病児・病後児保育事業につきましては、子育てをする保護者様にとって、いわばセーフティネットとして重要な役割があるため、この度、施設の感染症対策を継続し、運営を維持するため、受け入れ基準を次のとおり変更しますので、御協力をお願いいたします。

### 1 受け入れ基準（変更後）

- (1) 上気道炎様症状（かぜ症状）を示す乳幼児でインフルエンザ、溶連菌、RSウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、水痘、おたふくかぜ等診断名が確定している場合は、利用できます（陰性結果は不要です）。
- (2) 発熱等のかぜ症状のある児童は、医療機関で検査（※1）していただき、陰性の場合は利用できます。（※2）

なお、この場合、指示書の「その他」の欄に、検体採取時間と結果が記入されていることが必要です。（例：1月21日14時 抗原検査 陰性）

また、上記の検査が受診できなかった場合、病児保育施設（エンゼル川崎、中原、宮前、麻生）においては、利用当日入室前に施設が指定する嘱託医療機関の抗原検査を受けることができ、陰性の場合、利用できます（※3）。

- ※1 直近24時間以内に検体採取した抗原定性検査または発症9日以内に検体採取したPCR検査
- ※2 検査には自己負担額が発生します。（金額等は、医療機関にご確認ください。）
- ※3 検査には自己負担額が発生します。今後の検査動向により、対応が変更になる場合があります。

- (3) 児童または児童と同居する家族等が陽性者になった場合は、ご利用になれません。また、児童が入所している施設が新型コロナウイルス陽性者の発生に伴い臨時休園している場合、休園期間中はご利用になれません。

### 2 期間

令和5年5月8日（月）から、当面の間

（保育事業部保育第2課担当）

電話 044-200-0226